

【添削課題】

出典・山梨医科大・医学部（看護）・96年度

解答

問1

実験者（命令をする側）と被験者（命令に従う側）の関係において、「学習する際の罰の効果を調べる」という名目でサクラに電気ショックを与えるという「命令」にどれだけの被験者が「服従」するかを、条件を統制した「実験」という科学的方法で証明した。

問2

HIV訴訟の一件において、役所と研究者達（命令をする側）と現場で非加熱製剤を投与した医師（命令を受ける側）の関係、およびその医師（実験者）と血友病患者（被験者）の関係という構図があった。医師と患者の間には、お互い尊重しあう関係が存在しなければならない。この場合、命令を下した者もまた医師であり、患者との間に、課題文で言われるような「密接さ」を持つ関係が存在したはずだった。しかし、危険な製剤は投与され、多くの人々が犠牲になった。医師と患者の関係は、壁を隔てた実験者と被験者のようなものだけではなかつたはずだ。現場で日々「実験」を繰り返しながら、どこかで誰かが「ノー」と言えなかつたのか。

課題文の実験結果は、それ一つとってもみれば正しいのかもしれない。だがそれは試験管の中の自然だ。金の流れなど複雑な血管がはしる実社会のシステムの中で、実験のように密室的な状況を取り出すのは難しい。

解説

本課題文中で扱われているのは、心理学・社会心理学研究の歴史的流れにおいて非常に有名な（いい意味でも悪い意味でも）「実験」

である。心理学的な「実験」(experiment)とはどのようなもののかは後述の●参考資料①●で説明しておいた。それを参照してほしいが、本課題で君達に考えてほしいのは、この「実験」的研究により明らかにされたのは何なのか、ということである。

そのあたりにいる平凡な人間が、実社会からかなり隔絶された密室に近い状況におかれ、権威を持つ別の人間に何かするよう命じられると、いとも簡単にそれに服従してしまう。その事実が何を意味するのか。いうまでもなく、ナチス親衛隊のアイヒマンは、ユダヤ人をいじめて喜ぶ「異常なサディスト」ではなく、実はナチス親衛隊という組織（集団）の中で、上官の命令に実に従順な「机の前に座って職務を果たしていただけの平凡な官吏にすぎない」い人間だったのである。換言すれば、驚く程残忍な「悪」も、状況次第では簡単に、平凡な人間によつて行われ得るということだろう。そしてその「悪の平凡さ」は、そうした「悪」には私は無縁であると思いつ込んでいる私達ですら、「悪」に加担しかねないことを顕著にしてくれている。同時に、それが「権威への服従」という問題に繋がっている点についても、よく考えてみてほしい。

なお、このミルグラムの実験は、『服従の心理 アイヒマン実験』(S・ミルグラム著 岸田秀訳 河出書房新社)として一冊の本になつてゐる。心理学や社会心理学に関心を持つ人はもちろんのこと、人間の持つ権威への弱さ、権威に無自覚に服従することがどのような効果・影響をもたらすのかという点に問題意識を持つ人は、ぜひ一度読んでほしい。（なお、この本の訳者あとがきとして、日本の有名な心理学者である岸田秀が、本課題にとつても非常に興味深い文章を書いてるので、●参考資料②●としてあげておく。）

1 設問要求

- ① まず課題文を読む。
- ② 問1 課題文中傍線部①の記述は、ミルグラムによってどのように証明されたのかを、一二〇字以内で説明する。
- ③ 問2 課題文中傍線部②の結果について、社会的事例を取り入れ、四〇〇字以内で論述する。

2 課題文の内容

- ① ミルグラムの実験テーマとその背景（第一段落～第二段落）
 - (1) ヒトラー統治下のナチ・ドイツ時代の教育の基本精神

「命令は命令」……権威者に対する服従が教え込まれ命令を直ちに遂行することが望ましい。

↓何千人のドイツ人がユダヤ人虐殺の命令に服従していた。

人は、本当に、「人を殺せ」というような命令に服従してしまうものなのでしょうか。

(2) 一九六三年、ナチス親衛隊のユダヤ人担当指導者アイヒマンをめぐる論争が起きる。

〈その論争〉

ハナー・アレント（哲学者であり政治思想家）がその『イエルサレムのアイヒマン』という著書の中で「アイヒマンは異常なサディストであるわけではなく、机の前に座つて職務を果たしていただけの平凡な官吏にすぎなかつた」と主張。当時の人々はそれを受け入れず酷評する。

② ミルグラムの実験……その手続き（第三段落～第七段落）

(1) アメリカの社会心理学者、ミルグラム

アレントの「悪の平凡さ」という考え方は、多くの人々が思っているものより、はるかに真理に近いものとして考え、それを検証するために大がかりな実験計画をたてる。

(2) ミルグラムの実験の概要

(a) 実験の本当の目的……命じられて「悪」を行う人間は、格別そうした特性を持つのではなく、そのおかれた状況・場面において自らに課せられた職務に忠実なだけではないか、という仮説の検証。

(b) 本当の目的を隠すための名目……「学習する際の罰の効果を調べる」

実験の手続き

〈被験者〉 教師役になつた者（生徒役……実はサクラ）

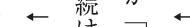
〈課題〉 ・「対になつた語」のリストを読み上げ、生徒役に覚えさせる（それがすむと生徒役は退室する）。

・「対になつた語」を正しく覚えているか確認し、「もし生徒役が間違つて回答をしたら、罰として以前より強い電気ショックを与える」よう、命じられる（実験の進行とともに、電圧をあげるよう指示される）。

〈実験条件〉

- ・実験者は教師役から一メートルの所にいる。
- ・生徒役（サクラ）は、次々と間違え、電気ショックの電圧はどんどん高くなる。電圧三〇〇ボルト（「危険、激しいショック」の表示あり）になると、サクラは一段と激しい悲鳴をあげ、壁を叩く。そして急に静かになる（但し、これは全て演技であり、実際に電気ショックは使用されず）。

この段階で、多くの被験者が「実験を中止したい」と申し出るが、実験者は「答えがないのは誤答と考え継続する」「続ける必要」「続ける以外選択の余地なし」と強く命令。



この時、被験者が実験者の命令に従つたかどうか、調べられる。

(3) ミルグラムの実験の結果とカレー中尉裁判（第八段落～第十段落）

(1) ②の実験結果

四〇人中二六人（六五パーセント）が最後（電圧四五〇ボルト）まで実験者の命令に従う。彼らは、極度に緊張し、何度も実験中止を申し出るが結局は命令に服従。



(2) なぜ、多くの人が理不尽な命令に従うのか

最後まで実験者の命令に従つた被験者は、「実験者（信頼できる心理学者）は自分にとって正当な権威者である」とみなしていたので、「その人の命令には従わなければならない」と考えていた。

(3) そういう状況の例

病院の診察室の中の、医者・看護婦（正当な権威者）と患者（それに従う側）。

(4) 「正当な権威者に従つた個人に責任はないか」を問うた裁判

アメリカの法廷における、ベトナム戦争時のベトナム人虐殺の責任を問われたカレー中尉の有罪判決。



「この中尉は上官の命令に従つただけのことであり、中尉個人には責任はない」との主張は退けられる。



判決直後の電話調査により、アメリカ人の七五パーセントがこの判決に反対であり、「正当な権威者に従つた個人には責任がない」という考えが根強く存在することが明白になる。

④ ミルグラムの追実験（第十一段落～第十四段落）

(1) 実験条件の変更 その①

②の実験の手続きは同じだが、実験者が被験者に実験のやり方を説明した直後、実験室を退室してしまう。その後の指示は、電話による。

(2) 実験結果

最後まで服従した人は二二一パーセントに減少。つまり、命令者が被験者のそばにいない時、服従しない人が増加。

(3) 実験条件の変更 その②

実験者と被験者が一メートルの所について、被験者とサクラ（生徒役）の関わり方を変化させる。

(a) 「別の部屋」 条件

被験者とサクラは別の部屋におり、相手の顔は見えず声も聞こえず、電圧が三〇〇ボルトまであげられるとサクラは壁を激しく叩く。

(b) 「声だけ聞くこえる」 条件

電圧が高くなると、別室のサクラのうめき声・叫び声が聞こえる。

(c) 「同じ部屋」 条件

被験者とサクラは机をはさみ五〇センチメートルの所にいる。

(d) 「接触」 条件

被験者は電気ショックを与える時、サクラの手をとり電極板にのせる。

(4) 実験結果（グラフ）（それぞれの条件の時の被験者がサクラに送った電気ショックの平均最大値）

ショックの最大値は、被験者とサクラのかかわり方（聴覚的・視覚的・身体的）が密接になるに従い、次第に減少。

3 論述へのアプローチ

問1

文中の傍線部①「アイヒマンは異常なサディストであるわけではなく、机の前に座つて職務を果たしていただけの平凡な官吏にすぎなかつた」というアレントの主張を、ミルグラムは「どのように」証明しようとしたのかを、説明せよという問題である。

課題文をしつかり読めているならば、第三段落で、ミルグラムはそのアレントの考え方を仮説としてとらえ、それを心理学的な「実験」によって検証しようと試みた点が、説明されていることがわかつただろう。ただ、「実験によって証明された」とのみ記述するのでは、一二〇字という字数が埋まらない。よつて、その心理学・社会心理学における「実験」とは具体的にどのようなものであるか、その実験について描写されている箇所（〔2 課題文の内容〕）でいうと、②や④の箇所）から、その特徴を読み取り、自分なりにまとめるといいだろう。

具体的にいうと、その「実験」とは、どのような人間がかかわっているのか、そしてどのような状況で行われているのか、誰のどのような反応をデータとして測定するのかなどを、一二〇字以内でまとめることになる。

問2

文中の傍線部②「ショックの最大値は、教師役と生徒役のかかわり方（聴覚的・視覚的・身体的）が密接になるに従つて、しだいに減少することがわかります」という結果について、社会的事例をとり入れ、四〇〇字以内で論じるよう要求されている。

この問2のポイントは、この傍線部の結果が何を意味するのか、できるだけ明確にすることである。ミルグラムの実験では、「理不尽な命令に人はなぜ従つてしまうのか」を、実験者が被験者のそばにいる場合とそうでない場合とというように条件を変えることにより、実験者の存在が被験者の命令への服従に大きな影響を与えると、いうことが明らかになつた。また、この傍線部②は、被験者（教師役）とサクラ（生徒役）のかかわり方（密接度）により、「理不尽な命令」に服従するという行為が制御されているということが明らかになつていて。まず、そうした意味をしつかり認識しよう。もう少しわかりやすく言えば、いくら「理不尽な命令」をされて

も、その命令に服従した結果自ら与える行為が、聴覚的・視覚的・身体的という具合に生々しい反応として自らに返つてくればくる程、そうした命令に服従しにくくなっていくことだろう。

この実験の結果に基づく見解について、あなたは賛成だろうか反対だろうか。「社会的事例をとり入れ」で論じるよう要求されてるのは、それを裏付ける根拠として、活用するよう示唆していると捉えればよい。四〇〇字という非常に少ない字数なので、実験の結果が何を意味するのか簡潔に押さえ、その結果についての自分の立場を明確にし、それを裏付けてくれる根拠として社会的事例を用いればよい。

ただし、一つだけ注意しておきたいことがある。それは、この文中に示されている心理学の「実験」は、確かに人間の「権威」に対する従順さや、それをコントロールする要因とは何かなどについて、示唆するところが多い。しかし、あくまでも現実の社会の状況とは異なっている。つまり、「実験」はあくまでも条件を統制し、現実社会ではない空間（すなわち「実験室」）で行われているものだという点は、しっかりと認識しておくべきだろう。

●参考資料①●

【実験 (experiment)・実験室実験 (laboratory experiment)】

実験とは、現実の現象の中から研究対象とする現象を切りとつたうえで、それに関係する特定の変数（条件）を操作し、それ以外の剩余変数を統制して、操作変数の効果を調べる方法。実験を行う実験者は、その研究目的に応じて、実験室実験・フィールド実験・コンピュータ・シミュレーション実験などを行う。また（実験の対象となる）被験体として人間が参加する場合、「被験者 (subject)」と呼ぶ。また、本当の被験者に対する実験状況を作るために、被験者を装つてあらかじめ実験者によって決められた行動をとり実験に参加する人のことを、実験協力者（サクラ・confederate）と呼ぶ。

社会心理学では、本課題文の中でも示されているような、実験室実験が一つの方法として用いられる。実験室実験とは、実験室という閉じた空間の中で、現実の現象を抽象化した形で模擬的に再構成し、現象に関わる要因の因果構造を明らかにする方法である。

【権威 (authority)】

特定の個人や集団が、その他の個人や集団に対して、みずからの位置や威信や信用や優越性を社会的に保証し維持する目的で行使

する影響力の一形態。一定の権力が制度的に固定された場合に、それが権威をともなうものに変化すると考えられる。権力とは異なり、権威はひとたび成立すれば、以降はその保有がむしろ自然的、自發的に承認されやすいという点で、いつそう深く安定的に人々の社会心理に内在化された影響力の形態であるといえる。

【服従 (obedience)】

権威者の命令に従つて、自分の意思とは異なる行動をとることをいう。服従は、命令に反したときの懲罰への恐怖が強いほど起りやすい。（本課題の中に示されていた）ミルグラムの実験は、どんな人でも権威のもとにおかれると、残酷で非人間的な命令に対しても、驚くほど素直に服従することを実験によって明らかにした。そして、自分を意思をもたない者のように感じ、責任を権威者に転嫁し、正当化するとき、悲劇的服従が生じることを示唆した。

【ミルグラム Milgram, Stanley (1933～1984)】

アメリカの社会心理学者。イエール大学、ハーバード大学を経て、一九六七年以降ニューヨーク市立大学教授。人間は、権威からの命令を受けると、日頃忌み嫌つてゐる非人間的行動でも安易に行つてしまふ性質をもつてゐることを、一連の実験室実験によつて明らかにした。その成果をまとめた著書『服従の心理』は、アメリカ科学進歩協会社会心理学賞を受賞する一方、あたかも電気ショックを受けて苦しんでいるかのように演技する実験協力者を使つた実験方法に対しては、倫理的批判も受けた。

その他にも様々な先駆的研究を行つて、社会心理学の発展に貢献した。

【(心理学・社会心理学における) 研究の倫理】

研究を計画する際には、純粹に学問的な貢献度だけではなく、その倫理的な側面を考慮する必要がある。社会心理学では、実験に参加する被験者への影響が問題となる。アメリカ心理学会の倫理基準によれば、研究者はまず被験者の身体的・心理的な危険を評価し、被験者を不必要的危険にさらすことをさけなければならない。また、研究者は、被験者とお互いの義務と責任を明確にさせ、明確かつ公正な合意を研究実施前にかわさなければならない。そのときには、研究参加への意思決定に影響を与えることが合理的に予想されることはすべて参加者に告げ、さらにその他のことでも、被験者が尋ねたことはすべて説明しなければならない。研究の本當

の目的について隠したり、騙したりしなければならないときには、事後できるだけ早く被験者に十分な説明が与えられるようになることが求められている。そして得られたデータは事前の合意がない限り、機密として扱われなければならないとされている。

【アレンハート Arendt, Hannah (1906 ~ 1975)】

現代の最もすぐれた政治思想家の一人。ドイツ生まれのユダヤ人で、後にアメリカに亡命。全体主義の特質を明らかにするとともに、政治における行動の意味に新たな照明を与えた。その著作として『全体主義の起源』『人間の条件』が有名。

●参考資料②●

訳者あとがき 『服従の心理 アイヒマン実験』 河出書房新社 岸田秀訳

(前略)

よくもまあ、こんな恐ろしい実験をやつたものだ、というのが本書を読んだときのわたしの偽らぬ感想であった。恐ろしいというのは二つの意味においてである。第一に、この実験は、はつきり言えば、被験者をペテンにかけ、だましてその醜い面を暴き出す実験である。こんなことをして被験者から反発がこなかつたのだろうかと心配したが、著者の説明によると、そういうことはなかつたらしい。第二に、この実験は、その辺にいる平凡なお人好しのおとなしい人間が、状況次第でいとも簡単にアイヒマンになり得ることを証明した。思弁的議論としては、そういうことはしばしば聞かされていた(たとえばM・ピカート『われわれ自身のなかのヒトラー』)。しかし、議論を聞いているうちは、そういう見方もできるとか、そういう人もいるかも知れないとか思うだけで、自分や、自分の回りの人々とは関係のないことのような気がしていた。だが、それをこのように実験的に証明されると、逃げ出す出口をみんなどさがれてしまった感じである。

わたしが大学で学んだ心理学実験には、このような実験はなかつた。テスト用紙に何かを書いたり、カードに記してある何かを記憶したり、何かを示してこれがどう見えるかをたずねたりするのが、心理学実験であつた。心理学実験では、はじめからわかり切つてていることしかわからなかつた。若くて生意気だつたわたしは、こんなことを調べて人間の何がわかるというのだろうと、心理学実験を頭から馬鹿にしてしまい、その後実験とはほとんど縁がなかつた。

本書のような実験があり得たとする、従来のこの偏見を捨てなければならないかもしない。しかし、人間性の理解に大いに役

立つこのような価値ある実験が、被験者をだすことによってはじめて可能になつたという点が、どうしてもひつかかる。心理学実験とは、このような形においてしか創造的・発見的になれないものなのである。

普通、人間を被験者にして実験を行う場合、必然的に被験者は、実験室で心理学実験の対象となつているという意識によつて、その行動が限定され、変容される。したがつて、普通の日常生活のなかの人間行動を研究することが目的である場合、この限定と変容の要因をいかにして少なくするか、あるいは過小評価するかが、実験の課題であつた。そして、事実上、この要因を消し去ることは不可能であつた。ここに、心理学実験の致命的弱点があつた。

ミルグラムの実験は、この弱点を逆用したのである。実験室にやつてきて、科学の進歩のためという文句のつけどころのない目標を設定され、実験者の権威のもとにおかれただけの被験者が、実験者の残酷な非人間的命令にどこまで服従するかということ、すなわち、心理学実験室という非日常的場面での人間行動を研究することが、その目的であつた。そして、被験者たちは、局外者はむろんのこと、実験者自身が驚き、かつあきれたほど実験者の命令に服従し、そのことによつて、人をいじめて喜ぶ一部の異常な病的サディストだけが残忍なことをやるのでないこと、いわゆる「悪の平凡さ」をまざまざと実証してみせたのであつた。この意味において、科学的真理の探求としては、この実験は成功であつたと言えるが、しかし、このような逆用は、道徳的意味においても、実際的意味においても二度とは行い得ないのであろうし、また有用性の観点から言つても、一度と行う必要はないであろう。そして、やはりわたしが、人間に関しては実験主義者に改宗する気にはなれない。

●参考文献●

- 『服従の心理 アイヒマン実験』 S・ミルグラム著（岸田秀訳） 河出書房新社
- 『社会心理学小辞典』 古畑和孝編 有斐閣
- 『現代政治学小辞典』 阿部賛・内田満編 有斐閣

【添削課題】

出典…京都大学・医学部・01年

解答

【文章例①】

(1) 先端医療の実施は公正な人助けの精神のみに基づくべきものであり、金銭の授受を目的としてはならない。

(2) 社会の公益を重視するあまり、個人の自由・権利の制限が強くなり、行きすぎた管理社会になることが考えられる。その結果、臓器移植の分野では、人助けの善意が無となり、助かる命も助からなくなることが危惧される。また生殖技術の分野では、子のない人々に子を持つ親となる喜びがまったく許されなくなり、それゆえに疎外感・喪失感を感じることが危惧される。

(3) 日本では、アメリカにない、各人の自己決定を尊重していくべきであると考える。フランス式の方針にならうとなると、いかにその考えが人権の保護を目的としていようと、個人の希望が踏みにじられることや、自分自身の問題に対する判断能力の低下などが危ぶまれる。たしかに、アメリカ式に全てを個人の自由と自己決定に委ねることとなれば、金銭が介在して人身売買の相をおびたり、提供先に親族など特定の者を指名して平等性が失われるなどの問題は山積みであろう。

しかし、やはり大切なのは、現状を変えたいという個人の純粹な願いをかなえることである。もちろん、現状を受け入れ、克服することも重要ではある。しかし臓器を提供されたり、子供ができることによって肉体的にも精神的にも救われ、より豊かな生活を送つてていくことができる人々は存在するのだ。これは逃げではない。現在の状況を変えようと自己決定をすることで、彼らは十分に現状を把握し、問題と向き合っているといえよう。もちろん、自己決定を行う前には、メリット・デメリットの両方の情報が確実に提供され、個人が十分に問題と向き合えることが保証されなければならない。

また自己決定が公益を損なわないかどうか、平等性は確保されているかという問題は、提供ネットワーク団体の徹底した監視があ

れば良いのではないだろうか。

【文章例②】

(1) アメリカ合衆国のルールは、個人の主体的な判断に基づく意思決定を最大限に配慮するものである。しかし先端医療の進歩は著しく、医学の専門家ではない一般人が、偏った知識や誤った情報に基づいて、意思決定を行つてしまふ危険が存在する。特に生殖医療技術や遺伝子医療技術においては、誤った意思決定による損失は当の本人ばかりではなく、生まれてくる子どもや周囲の社会にも及ぶ可能性が高い。それゆえ、アメリカ合衆国のルールを適用するためには、当事者に対する十分で正確な情報が確実に提供されるとが最も重要な前提条件として要求されると、私は考える。

(2) フランスのルールは、社会秩序の保持のためには、個人が先端医療技術を恣意的に利用するということを禁止する。だが、それはたとえば不妊症の夫婦が先端医療技術の恩恵を受けて子どもを設けるといった、個人の幸福追求の権利を、事実上侵害してしまうことになりかねない。また、国民が自分の身体を自由に処分することを国家が禁止することは、事実上国家による国民の身体の支配と管理に結びつく危険がある。つまり、フランスのルールは、個人の権利と自由を侵害すると同時に、国家の支配管理を強化させるとの危険性があると、私は考える。

(3) 日本の社会では、基本的にはアメリカ合衆国のように基づいたルールが適用されるべきである。日本の社会は元来集団主義的で、国家の管理統制色が強い。そこに、フランス型のルールを適用するならば、先端医療技術の成果が、十分に個々の人びとの幸福追求の為に活用されないままになつてしまふ危険性が高いからだ。また先端医療技術に関わる望ましい倫理規範は、何よりも人びとの幸福な生活を実現するために活用される過程を通じてこそ、社会的な合意として形成され、成熟し得るからである。ただし、そうした社会的合意形成のためにも、十分かつ正確な情報の提供が不可欠であるという点も忘れるべきではない。

1 設問要求

- ① 課題文を読んで、先端医療の適用について、アメリカ合衆国とフランスの二つのルールの内容と相違点を把握する。
 ② そのうえで、アメリカ合衆国のルールを正しく適用するために自分が最も必要と考える前提条件を示す。…(1)
 ③ フランスのルールを適用した場合に危惧される点を二つ挙げて説明する。…(2)
 ④ 日本ではどのようなルールを適用すればよいかについて、自分の考えを述べる。…(3)
 ⑤ 全体で八〇〇字程度にまとめる。

2 課題文の要旨

課題文を記述に沿って整理しながら、要旨を確認しよう。

- ① 先端医療技術の何をどこまで振興し、あるいは規制すべきかを決めるためのグランド・ルールとして、
 (1) 先端医療を用いて個人が望ましい状態を獲得する自由・権利の保護を重視する立場
 (2) 社会が望ましいと考える公序良俗の維持を重視する立場
- の二つの立場があるが、その二つの立場の違いは「人権」という鍵概念の捉え方の違いに基づいている。
- ② 各当事者が十分に情報を与えられたうえで自己決定を行うことは各人の不可侵の権利であり、社会のほかの利益に優先する至高の権利である、という人権の考え方 (1型の思考→アメリカ合衆国で最も正当性を得ている)
- ③ 人の生命、身体に関わることがからは、すべて個人の自由と自己決定に委ねるのではなく、公益による制約を加える必要がある、
 という考え方=人権の公共面を重視し、個人の自由に制約を加える立場 (2型の思考)
- ④ その(2)型の人権観を最も体系的に立法化した→フランスの「生命倫理法」(一九九四年成立)
 • 生命倫理法の基盤にある認識=発達する医療技術に対して人権を保護するためには、生物学的存在としての人間、すなわち人体とそのすべての要素を保護する必要がある=人体の保護を社会が守るべき人権の一つと位置付ける

・この認識に基づいて、以下の二つの原則が立てられた

(a) 人体は不可侵であり、人体への介入は本人の同意なしには行えない

(b) 人体とその一部・産物は財産権の対象にはならない＝人体のどの部分も本人が自由に処分できるものではなく、とくに売買はできない。

以上の原則に従つて、フランス倫理法では、代理母になること、独身者や夫の死後の妻への人工授精を公の秩序に反するものとして規制する。↑人体の保護を通じた人権の保護は公共の秩序に反することがらなので、個人の意思で左右されることは許されないと考える。

⑤当事者が同意しているならよしとする、アメリカ式の自己決定権万能主義の考え方を、公共の秩序が守られなければ、個人の自由と権利も守られないとする、フランスの人権思想は、明確に否定する。

3 課題文の考察

① 先端医療技術の発達と生命倫理学

先端医療技術は大きく分けて遺伝子治療技術と生殖医療技術（これらの技術は、主に代理母の技術も含めて不妊症の男女に子どもを授ける）ことをするものであるため、生殖援助技術（ART=Assisted Reproductive Technology）とも称される）の二つがある。どちらも、二十世紀後半以降急速に発達し、人体への実用化が技術上も可能になつたもので、具体的には人工授精による出産、代理母出産、遺伝子診断による出生前診断などを指す。

医療技術の急激な発達に伴い、安楽死、脳死判定の導入、臓器移植（生体間臓器移植と脳死者からの臓器移植がある）、精子・卵子の凍結保存等、従来の伝統的な倫理観だけでは十分にその是非が判断できないような」とがらが、次々と技術的に可能になつた。そのため、それらの技術の適切な判断基準を明らかにするために作られた学問が、生命倫理学（バイオエシックス）である。

② 生命倫理学の二つの潮流

生命倫理学の成立は、一九七八年の『バイオエシックス百科事典』（Encyclopedia of Bioethics）がアメリカで出版刊行された前

後であるとされているように、二十世紀後半に生まれた新しい学問である。しかし、そのことは医療技術や生命科学の研究内容が急激に発展し、従来の倫理観や社会規範だけでは対応できなくなってきたのが、この数十年という極めて短い期間の出来事であることを如実に示している。そして、この生命倫理学には、大別すると次の二つの考え方がある。

(1) アメリカ型の自由主義的な立場

個人の自由と主体的判断を最大限に尊重しようとする立場で、課題文でも指摘されていたように、主にアメリカ合衆国で主張されている考え方である。当事者本人に十分な判断能力があり、かつ十分に治療法や医療技術に関する情報が提供されているならば、当事者本人が行つた判断や選択を、周囲や社会、国家などは当然これを尊重するべきであつて、干渉や規制を加えるべきではないと主張するのである。一般には自己決定 (self-decision) を重視した自由主義的個人主義の立場と称することができる。

(2) ヨーロッパ型の共同体主義的な立場

それに対して、個人の自由よりも公序良俗の維持を重視する考え方がある。主にヨーロッパを中心にしており、課題文にもあるように、その立場にたつてフランスでは一九九四年に「生命倫理法」が制定された。この立場は、「公共選択 (public choice)」を重視し、社会的な秩序の保持のためには個人の自由や自己決定権にも制約を加える必要があるし、課題文にも指摘されているように、「公共の秩序の安定があってこそ、個人の権利も保障されるのだ」という立場を取っている () のような考え方を「社会防衛論」的な考え方という。以上のような考え方は共同体主義とも称される。

(3) 二つの潮流の関係

生命倫理学は、そもそも個人主義・自由主義的な価値観を生み出した英米文化圏で成立し、発展してきたものなので、現在でもなおアメリカ型の自由主義的個人主義の立場が主流である。したがつて、基本的には、患者の自己決定権を中心とした医療の倫理が説かれている。だが、脳死判定の導入、脳死者からの臓器移植、人工授精や代理母による妊娠出産、クローン技術の人間に対する適用などといった問題は、社会的影響が極めて大きく、場合によつては人間社会の倫理規範意識や、ひいては人間観、世界観の混乱と解体という回復不可能な事態を引き起こす危険性もある。フランスの生命倫理法が危惧するのもそこである。そうした、深

刻な危機感から、主唱されるに至ったのがヨーロッパ型の共同体主義の考え方なのである。

(4) アメリカ型の考え方の特徴と問題点

主にアメリカ合衆国で主唱されている自己責任重視型の発想の特徴としては、以下の点が挙げられる。

(1) 自己決定権を最大限に重視

人間は、誰しも「自分のことは自分が一番良く知っている」。それゆえ、「一番自分のことをよく知っている自分が、自分自身のことを最も適切に判断し、決定することのできる存在だ」という理性主義的な考え方がある。例えば終末期医療におけるQOL（生活の質＝Quality of life）をどのように決定するかという場面で、末期がん患者などが、残された人生をどのように使うかは患者本人が決定するべきと考えられる。なぜならば、患者の人生や人間性は患者本人が一番良く知っているのであり、その当人が自分自身の最も望ましい人生のしめくくり方を選択できるはずだからだ。以上のような論理をさらに発展させて、たとえば不妊症で代理母や人工授精などによる妊娠・出産を選択する夫婦がいたならば、その判断と決定は最大限に尊重されるべきだと考える。なぜなら、子どもがいないことによる精神的な苦悩や淋しさ、子どもがほしいという切なる願い、といった本質的な心情は当人たちが最もよく知っていることだからである。

(2) リスクと愚行権

さらに、自己決定権を重視する立場は、当人が十分な情報に基づいて判断し、選択するならば、自分自身にとって一定の危険性や損失が発生し得る選択をする権利があるとも考える。たとえば飲酒は、大なり小なり心身に有害な影響があると分かっていても、人びとは飲酒の選択をするのである。これに類したことは、喫煙、夜更かし、食べ物の好き嫌いなど実は日常生活ではごくありふれたことなのである。そして、自己決定権を重視する立場からするならば、たとえば医師からいくつかの治療法を提示されたときに、十分な情報を与えられたうえであれば、患者は自ら最も治療効果の低い治療法を選択する権利があるということになる。このような権利のことを「愚行権」という。

また、人間の行動にはどのようなものにも、メリットとデメリットがある。例えば飲酒にしても愚行権の行使というよりは、

「心身をリラックスさせる」という利益を求めて行われる場合が普通だともいえる。しかし、その場合でもアルコールによる心身への悪影響や危険性、つまりリスクについてはあらかじめ納得し、承認しておくことが不可欠である。医療行為、特に先端医療行為における治療や施術は効果も大きいだけに、副作用や様々な悪影響も伴うのが普通である。それゆえ、自己決定権を尊重する立場では、その引き換えに「リスクは個人が引き受けるべきだ」という主張がなされる。つまり「自己決定権」は「自己責任」と同体なのである。

(3) 十分な情報の提供

自己決定権を行使する前提条件として、当事者に十分な情報が提供されなければならないことは言うまでもない。それゆえ、アメリカ型の生命倫理学では、どのようにして、先端医療の理論や技術の内容を、医学的には素人である患者に対して提供するか、という現実的な手順や方法を、より望ましいものに練り上げて行くことが重要な課題になつていて。しかし、先端医療の理論や技術内容は、同じ医学の専門家でさえ、専門領域が異なれば十分な理解が難しい場合もあり、この「十分な情報の提供」ということは、それほど容易なことではないのである。

(4) アメリカ型の考え方の問題点

- (a) 個人が自由な遺伝子治療技術や生殖援助技術の利用を認めることで、生命も人為的操作が可能な対象にすぎないという考え方や感覚が一般化してしまう可能性がある。そうすれば、生命の尊厳や、人間性への畏敬の念などが喪失し、社会全体の生命尊重の規範意識が崩壊してゆく危険性すらある。少なくとも、アメリカ型の考え方には、そういう社会全体を見据える視線が希薄であるとはいえる。
- (b) 現在の資本主義経済のなかで、個人が遺伝子治療技術や生殖援助技術を自由に利用できるということになれば、当然精子、卵子、母体（子宮）、遺伝子などが「商品」化され「売買」の対象とされるのは必然である。いわば「生命の商品化」が不可避的にもたらされることになる。このことは(a)の生命観そのものの変容と相まって人間社会の基盤となる倫理観を根底から搖るがす危険性がある。
- (c) 従来までの医療技術や理論に関してさえも、医学的な素人である患者にとって、十分な理解は極めて困難な場合があつた。

まして、ここ数十年の間に急激に進展してきた先端医療技術については、専門の医学者であってもすべてについて精通しているとは限らない。ここに至つて、アメリカ型の倫理観に不可欠の前提である「情報の十分な提供」ということが、事実上難しくなりつつある。少なくとも従来よりは厳密かつ公平な情報提供の方法を確保する努力が必要であるといえる。

(d) また、人工授精や代理母出産、遺伝子治療などにおいては、本当の当事者であるともいえる「生まれてくる赤ちゃん」や「胎児」の意思是尊重されることはない。結局は大人の側の願望や意思に基づいて、彼らの運命が決せられてしまうのである。したがつて、純粹に論理的に言えば、遺伝子治療技術と生殖援助技術においては当事者の意思決定を最大限に尊重するという自由主義的倫理観の大原則は、根本的に破綻している面もあると言わざるをえないであろう（もちろん、胎児や乳幼児にはまだ自我意識が生じていないので、彼らの意思を尊重する、という論理自体が成立しない、とする考え方もある。この立場からみると、生殖援助に遺伝子治療技術による妊娠、出産などは、基本的に親や大人の意思さえ尊重していれば良い、ということになり、論理的にも破綻しているわけではないという主張も成立する）。

⑤ ヨーロッパ型の考え方と問題点

(1) 人体の保護

ヨーロッパ型の生命倫理観は、課題文中でも指摘されているように人権の考え方があまりにも本質的に異なる。アメリカ型の倫理観における最大の眼目は「各人の自由意志の尊重」こそが、人権の核心であるという主張にある。しかし、そのように個人の自由を無制限に行使することで、結果的に前項(4)の(a)や(b)で見たように、人間の生命が軽視され、果ては単なる商品としてしか扱われないようにになってしまふならば、そのことこそがまさに「人権の本質的な侵害」に当たると考えることができる。以上のような考え方から、フランスの生命倫理法でも厳しく「人体の売買」を禁止する規定を設けているのだ。つまり、ヨーロッパ型の生命倫理観は、一見個人の自由という基本的人権に一定の制約を加えることで、より本質的な人間の尊厳を守るという意味での「人権を保障」しようとしたものなのである。

(2) 社会秩序の安定

ヨーロッパ型の生命倫理観は、第一に社会秩序の保持を重視する。課題文にも述べられているように各人の人権は安定した社会秩序があつて、初めて守られるものだと考えるからだ。たとえば、自由に遺伝子治療技術が個人によって活用されるとするならば、やがて個人の遺伝子が商品化されたり（優秀な人物の精子に高価な値段がつけられて売買されるなど）、代理母出産を職業とする者もでてくるだろう（既にアメリカではそういう女性が出てきている）。こうした状況が無制限に進行することで、人々のなかに人間を単なる物質的な商品としか見ない意識が醸成されるならば、社会全体の人権意識や倫理観は空虚化し、やがて社会秩序のおそるべき荒廃に結びつく可能性がある。そうなつては、アメリカ型の倫理観の強調する「個人の自由に基づく人権」そのものも保持できなくなるだろう。ヨーロッパ型の生命倫理学が、個人の人権保障はまず社会秩序の安定があつてこそだとう考え方の根拠はここにある。

(3) 問題点

ヨーロッパ型の生命倫理学がもつ問題点としては、次の諸点が挙げられる。

- (a) 社会的倫理規範や社会秩序の安定という面を重視するために、個人の当然の権利を過度に侵害する危険性がある。たとえば生殖援助治療が過度に制限されてしまうならば、不妊症の夫婦の多くが実質上自分の子どもを持つ権利を享受できなくなる。遺伝子治療の研究や臨床適用があまりにも厳格に禁止されてしまえば、遺伝病の患者の中には、技術的には治療可能なのに、治療を受けることができず、健康な生活を送る権利を享受できなくなってしまう。社会防衛的発想のみが強調されるとき、諸個人の人権はあきらかに阻害されてしまう面がある点に留意する必要がある。
- (b) 社会の倫理規範や人びとの人権意識は、その時どきの現実の社会構造や生産様式、技術内容の変化発展に伴つて変化発展することがむしろ自然である。それにも関わらず、先端医療技術の実用を社会的に規制するということは、自然な社会意識、倫理意識の成熟や発展の機会を強引に奪つてしまふ側面もある。たとえば、代理母が自然に多くの件数行われていくことで、代理母出産の意味や価値、欠点や問題点も自ずから明らかになつてゆく。その過程で徐々に時間をかけて、新しい倫理意識や倫理規範が形成されてゆくのだともいえる。こうした、自然で自發的に倫理意識が醸成されてゆく機会を、共同体主義の考え方では奪つてしまふ危険があるのであるのだ。
- (c) フランスの生命倫理法のように、共同体主義に基づいて、先端医療技術の規制や人体の利用・交換の制限を国家の法とし

て規制することは、それ自体が国家権力の統制と管理を著しく強化させてしまうことになる。人間にとって、自分の身体もまた、自分の所有物ではないかも知れない。しかし、それ以上に各人の身体は、社会や国家のものではない。自分の身体の処遇を国家によって規制されるというのでは、実質上個人の身体が国家の所有物と化する危険も存在する。過度に国家に規制の権限を付与することは、生命倫理に名を借りた全体主義国家を生み出す恐れがあることを踏まえておくべきだろう。

4

答案作成の指針

答案を作成する際には次の点に留意して欲しい。

- ① 課題文をよく読んで、アメリカのルールとフランスのルールとの違いを確認し、把握しておくこと。
- ② それに基づいて、

(1) アメリカ合衆国のルールが正しく行われるために必要と思われる前提条件を示す。アメリカ合衆国のルールは「自由主義的個人主義」に基づくルールなので、そのルールが最も適切かつ公正に実施されるにはどのような条件が必要と考えられるかを書けばよい。個々人が適切な自己決定を行うためには、たとえば十分な情報の提供がなされていなければならない。不十分な、あるいは偏った知識や情報から下された判断では、適切な判断とは言えないからである。もちろん、自分自身の見解を（明確な根拠さえ提示できるならば）述べればよいので、他の条件内容を書いても構わない（たとえば、生殖援助技術によつて生まれてくる子どもの人権を保護する社会的制度の充実、といったものでもよい）。

(2) フランスのルールを適用した場合の危険性を二点指摘する。課題文の読解でも見たように、フランスのルールは、適用の仕方によつては①個人の人権を侵害する危険②国家の統制管理を強化してしまう、という危険性を有している。この点について言及されていれば答案の基本構想としては十分であろう。また、①や②の代わりに、人々の自発的な倫理意識の醸成を阻害する、といつた内容を述べても構わない。課題文の誠実な熟読と理解に基づいて、自分自身の考えを述べて欲しい。

(3) 二つのルールを①②と客観公平に考察した上で、日本の社会ではどのようなルールを適用するのが望ましいかを述べる。この場合、①アメリカ合衆国型を基本とするルールの適用②フランス型を基本とするルールの適用③アメリカ型でもフランス型でもない第三の独自のルールの適用、の三通りの主張内容を考えられる。もちろん、この三つの構想のどれであつても構わない

(3)

が、その主張の根拠となる理由も明確に示す必要がある。また、アメリカ合衆国とも、フランスとも異なる、日本の国や社会、日本人の意識の特徴を考慮した上での考察が不可欠である。

以上の点に留意して、八〇〇字程度にまとめる。



会員番号	
------	--

氏名	
----	--